

○えびの市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例

(昭和54年10月1日えびの市条例第22号)

改正 昭和57年7月13日条例第11号 昭和57年9月29日条例第16号
昭和59年12月24日条例第24号 平成5年3月26日条例第3号
平成8年6月28日条例第16号 平成18年12月21日条例第42号
平成26年9月24日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、母子及び父子家庭の医療費の一部を助成することにより、母子及び父子家庭の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 母子家庭 20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子の家庭をいう。
- (2) 父子家庭 20歳未満の者を扶養している配偶者のない男子の家庭をいう。
- (3) 配偶者のない女子 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する者をいう。
- (4) 配偶者のない男子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する者をいう。
- (5) 児童 前2号に規定する者に扶養されている18歳に達した日が属する年度の年度末までの者をいう。
- (6) 社会保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。
- (7) 保険給付 社会保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。
- (8) 一部負担金 社会保険各法の規定による保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例に定める医療費の助成対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、20歳未満の者を扶養する配偶者のない女子又は配偶者のない男子
- (2) 市内に住所を有する配偶者のない女子又は配偶者のない男子が扶養している児童

(3) 市内に住所を有する父母のない児童

2 前項に規定する助成対象者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する所得の範囲内の者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな
い。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、国又は地方
公共団体が医療費の全額を負担している者

(2) えびの市子ども医療費助成に関する条例（平成21年えびの市条例第36号）
により医療費の助成を受ける者の子で、同条例第2条第1項に規定する子ども

(助成の額)

第4条 市長は、前条に定める助成対象者が、母子及び父子家庭に係る保険給付につき一
部負担金を支払った場合において、当該支払額（社会保険各法による附加給付がある
ときは、その額を控除した額）から1人月1,000円を控除した額を助成するものとす
る。

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の給付を受けようとす
る者は、市長に対し、母子及び父子家庭医療費受給資格証（以下「受給資格証」とい
う。）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、助成金の給付を受けようとする者が、母子家庭の母又は父子家庭の父
及び児童の場合にあっては当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、父母のない児童の場
合にあっては当該児童又は児童を扶養する者（以下「世帯主等」という。）がこれをし
なければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、交付の申請があった場合において、この条例による
助成金の給付を受ける資格があると認めたときは、その者（以下「受給資格者」とい
う。）の氏名等を記載した受給資格証を交付するものとする。

2 前項の受給資格証は、毎年8月1日に更新する。

(助成金の給付)

第7条 助成金の給付は、受給資格証の交付の申請を市長が受理した日から、受給資格を
失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給資格証の提示)

第8条 受給資格者が、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院若
しくは診療所又は指定調剤薬局等に対し、受給資格証を提示しなければならない。

(給付の申請)

第9条 世帯主等が、助成金の給付を受けようとするときは、市長に対し、1か月を単位として申請しなければならない。

2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月から起算して、1年を経過した日以後においてはすることができない。

(給付の決定)

第10条 市長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し速やかに決定するものとする。ただし、同一月に入院と入院外が重複する場合は、入院として取扱う。

2 助成金額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(届出の義務)

第11条 世帯主等は、受給資格者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽り、その他不正の行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から、同一の事由について損害賠償金の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 母子世帯の医療費助成に関する条例（昭和52年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和57年7月13日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月29日条例第16号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成5年3月26日条例第3号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定については、第7条の規定にかかわらず、平成8年4月分から給付する。

附 則（平成18年12月21日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第22号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）

（支給の制限）

- 第九条** 手当は、受給資格者（第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。
- 2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたもののみなして、前項の所得の額を計算するものとする。